

令和7年度再生可能エネルギー導入可能性及び利活用検討業務委託
プロポーザル業務説明書

1 趣旨

この説明書は、令和7年度再生可能エネルギー導入可能性及び利活用検討業務委託の実施にあたり、最適な者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度再生可能エネルギー導入可能性及び利活用検討業務委託

(2) 業務の目的

駿河湾沿岸部に位置する当町では、津波防災と賑わいづくりを一体的に進める「シーガーデンシティ構想」によるまちづくりを展開している。1000年に1度の大津波を防ぐ防潮堤や避難路整備などの津波防災対策を進めながら、町の玄関口たるIC周辺でのバスターミナル整備や沿岸部を散策できる海浜回廊整備、新たな公園づくりなど、町内外から人を呼び込む取組を進めるとともに、町域全体をカバーする公共交通の補完策を検討するなど、新たな人流の創出を企図している。本業務においては「シーガーデンシティ構想」によるまちづくり施策に再生可能エネルギーを活用する手法を検討し、再生可能エネルギーの普及に努めながらエネルギー構造高度化への理解促進を図ることと、今後当町が持続可能なまちづくりを展開していくための基礎調査を実施する。

なお、本業務は経済産業省所管の「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」（令和7年度第1回公募）の採択を受け実施するものである。

(3) 業務内容

別に示す仕様書（案）のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

(5) 契約限度額

31,560,000円（税抜き）

(6) 担当課

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地

吉田町企画課（担当：曾根）

電話／0548-33-2135 FAX／0548-33-2162

電子メール／kikaku@town.yoshida.shizuoka.jp

3 参加要件

(1) 参加者の構成等

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、単体事業者又は複数事業者の企業グループとする。ただし、グループで参加しようとする場合は、別紙「グループ参加にあたっての留意事項」に記載する内容を充足すること。

(2) 参加者の資格

令和7年6月20日（金）現在において、次の要件を満たすこと。なお、グループ参加の場合、ア～カについては代表企業及びすべての構成企業が要件を満たし、キについては代表企業又は構成企業のいずれかが要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

エ 吉田町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成12年吉田町要綱第12号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。

オ 吉田町暴力団排除条例（平成24年吉田町条例第13号）に基づく排除措置に該当しないこと。

カ 国税及び地方税（法人税、法人住民税、法人事業税、特別法人事業税、消費税、地方消費税）について滞納がないこと。

キ 同種業務または類似業務の完了実績を有すること。

① 同種業務

令和2年度以降に「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」を活用し、国または地方自治体が発注した再生可能エネルギーに係る調査・設計業務

② 類似業務

令和2年度以降に国または地方自治体が発注した再生可能エネルギーに係る調査・設計業務

4 参加手続等

本プロポーザルへ参加を申請する者は、下記により必要な書類を提出すること。

(1) 提出書類

	書類名称	様式番号	備考
①	プロポーザル参加申請及び誓約書	様式1	
②	グループ構成表	様式2	●グループ参加の場合のみ提出すること。 ●別紙「グループ参加にあたっての留意事

			項」に記載する協定書や覚書（任意様式）を添付すること。
③	会社概要	様式 3	●グループ参加の場合は、代表企業及びすべての構成企業ごとに作成すること。 ●会社のパンフレット等有用な資料があれば添付すること。 ●以下の書類を添付すること（写し可） ・直近 3 年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書） 1 部（様式自由） ・法人登記簿謄本 1 部（参加申込日 3 ヶ月以内に発行されたもの） ・印鑑証明書 1 部（参加申込日 3 ヶ月以内に発行されたもの） ・直近 3 年間の国税及び地方税の納税証明書 1 部（法人税、法人住民税、法人事業税、特別法人事業税、消費税、地方消費税）
④	業務実績調書	様式 4	●グループ参加の場合は、グループを 1 社とみなして作成すること。 ●様式 3 に記載する事業者の、本説明書の 3（2）キに示す同種業務及び類似業務の実績を記載すること。 ●当該業務の契約書写し（事業名、契約金額、契約者名がわかる部分のみで可）及び同種または類似業務であることがわかる仕様書等の写しを添付すること。 ●静岡県内の実績については番号を○で囲うこと。
⑤	予定配置技術者通知書	様式 5－1 5－2 5－3	●グループ参加の場合は、グループを 1 社とみなして作成すること。 ●予定配置技術者の資格、過去に従事した業務実績等を記載すること。 ●資格証明書の写しを添付すること。 ●担当業務の契約書写し（事業名、契約金額、契約者名がわかる部分のみで可）及び同種または類似業務であることがわかる仕様書等の写しを添付すること。

- (2) 提出部数 正本1部、副本1部
- (3) 提出期間 令和7年6月4日（水）～令和7年6月20日（金）
- (4) 提出期限 令和7年6月20日（金）午後5時必着
 ※提出期限を過ぎた場合は、受け付けない。ただし、やむを得ないと判断される事情がある場合はこの限りではない。
- (5) 提出先 吉田町企画課
- (6) 提出方法 持参又は郵送により提出
 ※ 持参の場合の受付時間は、平日午前9時～午後5時
- (7) その他
 ア 参加表明提出後、いつでも書面により「辞退」することができる。
 イ 参加資格を満たしていない場合は「失格」とする。

5 企画提案書の提出者の選定（1次審査）

第1次審査として、「4 参加手続等」により提出された書類に基づき、資格や実績等の内容について書類審査を実施する。評価は「令和7年度再生可能エネルギー導入可能性及び利活用検討業務委託プロポーザル評価要領」（以下「評価要領」という。）の基準に基づき、令和7年度再生可能エネルギー導入可能性及び利活用検討業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行い、合計点数の高い上位3者を企画提案書等の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）として選定する。なお、上位3者が絞り込めない場合（合計点数第1位が4者以上、第2位が3者以上、第3位が2者以上となる場合）は、第3位に相当する合計点と同一の者すべてを対象として審査委員会において抽選を行い、提出要請者を特定する。また、参加資格を有する参加表明者が3者以下の場合は参加表明者全てを提出要請者として選定する。審査の結果等は、令和7年6月25日（水）に書面で通知することとし、非選定者は結果通知の日の翌日から起算して4日（土日及び休日を含まない。）以内に限り、選定結果について書面により説明を求めることができるものとする。

6 企画提案書の提出

提出要請者は、下記により必要な書類を提出すること。

(1) 提出書類

	書類名称	様式番号	備 考
①	企画提案書の提出 及び誓約書	様式6	
②	企画提案書	任意様式	・別紙令和7年度再生可能エネルギー導入可能性及び利活用検討業務委託プロポーザル企画提案書作成要領に記載する事

			項を満足することを必須とし、本説明書の内容に留意して作成すること。
--	--	--	-----------------------------------

- (2) 提出部数 正本 1 部、副本 1 部
電子データ※PDF（CD-R または同等以上の電子媒体による） 1 部
- (3) 提出期間 令和 7 年 6 月 2 5 日（水）～令和 7 年 7 月 1 6 日（水）
- (4) 提出期限 令和 7 年 7 月 1 6 日（水）午後 5 時必着
※提出期限を過ぎた場合は、受け付けない。ただし、やむを得ないと判断される事情がある場合はこの限りではない。
- (5) 提出先 吉田町企画課
- (6) 提出方法 持参又は郵送により提出
※ 持参の場合の受付時間は、午前 9 時～午後 5 時
- (7) 質問について
- ア 質問の内容
本プロポーザルに関する質問は提出書類の作成に係るものとし、審査及び評価に係る質問は、一切受け付けない。
- イ 提出書類に係る質問
- ① 質問書：様式 7 による。なお、質問書を送信した場合は、直ちに提出先（吉田町企画課）へ「質問書を送信した旨」電話連絡すること。
 - ② 受付期限：令和 7 年 7 月 4 日（金）（午後 5 時必着）
 - ③ 提出方法：電子メールのみ
 - ④ 提出先：吉田町企画課
 - ⑤ 回答方法：令和 7 年 7 月 8 日（火）までに質問内容とその回答を町ホームページに掲載する。

7 プロポーザルへの参加辞退

参加表明者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合、参加辞退届（様式 8）を提出しなければならない。

- (1) 提出方法
持参、郵送、電子メール
※ 電子メールで送信した場合は、直ちに提出先（吉田町企画課）へ「辞退届を送信した旨」電話連絡すること。
- (2) 辞退者の取り扱い
本プロポーザルへの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

8 優先交渉権者の特定（2次審査）

(1) 2次審査

第2次審査として、提出要請者から提出された企画提案書の内容についてプレゼンテーション審査を実施する。第1次審査による評価点に第2次審査による評価点を加えた総合評価点が最も高い提案を行った参加者を優先交渉権者として特定する。総合評価点が最も高い提案が2以上ある場合は、審査委員会において抽選により優先交渉権者を特定する。また不測の事態を考慮し、総合評価点が2位の者を次点交渉者として特定する。

(2) プレゼンテーション概要

ア 実施日 令和7年7月22日（火）

イ 場所 吉田町役場

ウ 実施時間 40分以内（説明20分、質疑応答15分、機器の設置・撤去5分）

※開催会場、開始時間等の詳細については、企画提案書の提出を求める際に、併せて書面で通知する。

(3) プレゼンテーションの際の注意事項

ア 参加人数は5名までとする。

イ プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、パソコン等は参加者が用意すること。なお、プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、プレゼンテーション前日までに事務局へ連絡すること。

ウ 提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションを行った場合は失格とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出したすべての者（以下「提案者」という。）に対して令和7年7月23日（水）に書面で通知する。優先交渉権者に特定されなかった提案者は、結果通知の日の翌日から起算して4日（土日及び休日を含まない。）以内に限り、特定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。

9 優先交渉権者との契約締結協議等

(1) 契約手続

審査委員会で決定した優先交渉権者を、本事業の随意契約の見積書徴取の相手方として契約交渉を行うものとする。ただし、この交渉が不調となった場合、優先交渉権者が「10 失格事項等」に該当することとなった場合、又はその他の理由で契約できなくなった場合は、次点者と交渉を行うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、見積書に記載した見積額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（小数点以下切捨て）の範囲内とする。

(3) 仕様等の決定

本業務の仕様については、優先交渉権者が提出した企画提案書に記載された内容を尊重し、本町と協議の上定める。優先交渉権者の特定をもって企画提案書に記載された内容の全てを承認するものではない。協議において必要な範囲内で企画提案書の項目の追加、変更及び削除を行い、本契約の仕様に反映させることができる。

(4) 法令順守

契約にあたっては、吉田町財務規則（昭和50年2月28日規則第4号）の他、関係法令に基づき契約するものとする。

10 失格事項等

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者が提出した参加申請書及び企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

(1) 参加表明者の提出した参加申請書、企画提案書等が次のいずれかに該当する場合

ア 提出方法、提出先、提出期限等が本説明書の定めに適合しないもの

イ 企画提案書作成要領に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) 本プロポーザルの実施期間内に参加者が「3 参加要件」に該当する事項を欠くに至った場合

(3) その他本説明書の定めに反した場合

(4) 本プロポーザルに関して不正又は公正さを欠く行為があった場合

(5) その他著しく信義に反する行為等により、町が失格と認める場合

11 その他

(1) スケジュール

公告	令和7年6月4日(水)
参加申請書等の受付期間	令和7年6月4日(水)～令和7年6月20日(金)
提出要請者選定結果通知	令和7年6月25日(水)
企画提案書等の受付期間	令和7年6月25日(水)～令和7年7月16日(水)
質問書受付期間	令和7年6月25日(水)～令和7年7月4日(金)
質問への回答期限	令和7年7月8日(火)
プレゼンテーション	令和7年7月22日(火)
審査結果の通知	令和7年7月23日(水)
業務内容の協議及び 契約締結	令和7年7月下旬～8月上旬

- (2) 本プロポーザルに係る費用負担
企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の取扱い
- ア 提出書類は返却しない。
 - イ 提出された書類は今回の選考以外の目的には使用しない。
 - ウ 提出書類の著作権は提出者に帰属するものとする。ただし、町は本プロポーザルに関する公表を行う場合又はその他町が必要と判断した場合、優先交渉権者の提案書が無償で使用できるものとする。また優先交渉権者以外の提出者の提案書については、本プロポーザルに関する公表を行う場合に限り、町は提案書が無償で使用できるものとする。
 - エ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、提出者が負うものとする。
- (4) 書類提出に当たっての留意事項
- ア 提出書類その他の提出物について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じた場合、町はその責を負わない。
 - イ 提出された企画提案書等については、令和7年7月16日（水）午後5時までは自由に変更できるものとする。ただし、変更する場合は、提出した書類を一旦持ち帰り、改めて変更後の書類を提出すること。
 - ウ 理由を問わず、企画提案書等の提出期限は延長しない。
- (5) 使用言語、通貨及び時刻
本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とし、時刻は日本標準時とする。
- (6) 措置事項
参加申込書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した時には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (7) その他
- ア 提案者が1者であっても審査を行い、一定水準に満たない場合は選定しない。
 - イ 審査の結果及び経緯について、不服及び異議申し立ては受け付けない。
 - ウ 契約締結後においても、受注者に本説明書に規定する欠格事項や、不正又は虚偽記載等の事実が判明した場合は、契約を解除できるものとする。
 - エ 本説明書に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、審査委員会で審議し決定するものとする。

グループ参加にあたっての留意事項

吉田町企画課

令和7年度再生可能エネルギー導入可能性調査及び利活用検討業務委託プロポーザル業務説明書（以下「業務説明書」という。）に規定する参加者の構成について、複数の事業者がグループ（JV やコンソーシアム）で本プロポーザルに参加する場合、次の事項に留意すること。

- 1 グループで参加しようとする場合は、あらかじめグループの代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業のほかグループを構成する企業（以下「構成企業」という。）のすべての代表者印を押印したグループ構成表（様式2）を提出するものとし、当該代表企業名で参加手続等を行うこととする。
- 2 以下の項目を含む協定書や覚書（任意様式）を作成し、提出すること。
 - ・代表企業及び構成企業ごとの担当業務内容
 - ・費用負担の割合
 - ・契約不履行時の責任体制
 - ・調整会議や意思決定の体制
- 3 代表企業又は構成企業は、単体事業者及び他のグループの代表企業又は構成企業として本プロポーザルに参加することはできない。
- 4 業務説明書の3（2）に規定する参加要件のア～カについては、代表企業及びすべての構成企業が要件を満たすこと。よって、様式3（会社概要）については、代表企業及びすべての構成企業ごとに作成すること。
- 5 業務説明書の3（2）に規定する参加要件のキについては、代表企業又は構成企業のいずれかが要件を満たすとともに、評価表に規定する第1次審査評価項目の予定配置技術者については、代表企業又は構成企業の中から技術者を配置することで構わない。よって、様式4（業務実績調書）、様式5（予定配置技術者通知書）はグループを1社とみなして作成すること。
- 6 プレゼンテーションにあたっては、グループを1社とみなし、業務説明書8（3）アの記載に基づき参加人数は5名までとすること。また出席者の中には、代表企業の担当者を含めること。